

## 令和 8 年度都市整備局会計年度任用職員（専門職）募集要項

項 目	内 容
職名	都市計画相談員
任用根拠	地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	都市整備局都市づくり政策部都市計画課 （所在地）東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1 東京都庁第二本庁舎 1 2 階
職務内容	※ 以下の職務を会計年度任用職員 6 名にて分担して行う業務。 ① 都市計画に関する窓口業務（区部都市計画道路の位置説明を含む） ② 都市計画に関する電話等による相談業務 ③ 都市計画図書等の整理、ファイリング
応募資格・求められる能力	次の要件をすべて満たすこと。 ① 知識・情報の活用 ・都市計画に関する一定の知識を有すること。 ・パソコン（Excel、Word 等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができる ② 接遇 ・窓口や電話対応において、好感を与える親切、丁寧な対応を行い、相手を理解・納得させるためにわかりやすい説明ができること。 ・窓口や電話対応において、適切に対応する応用力、判断力を有すること。 ③ その他 ・上司に適切に報告・連絡・相談を行うこと。 ・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むこと。 ・組織の一員として、職務が円滑に遂行できるよう協力・調整を積極的に行い、業務に対し強い責任感があること。 ・地方公務員法第 1 6 条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと。 ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること。
勤務日数	月 1 6 日
勤務時間	8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで、又は 9 時 0 0 分から 1 7 時 4 5 分まで 原則、所定勤務時間を超える勤務はありません。ただし、業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務となる可能性があります。
休憩時間	原則として 1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで ただし、常勤職員の例により、変更する場合があります。
休暇等	（有給） 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健

	<p>診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給)</p> <p>病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業</p> <p>※一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p> <p>※病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p>
報酬額	<p>月額 208,100円</p> <p>通勤手当相当額を別途支給(上限150,000円/月)</p> <p>※原則として毎月15日支給</p> <p>※一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p>
社会保険	<p>共済組合、厚生年金保険、雇用保険等を適用</p> <p>(各保険の要件を満たした場合)</p>
応募方法等	<p>「会計年度任用職員申込書」(都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談担当にて配布するほか、都市整備局ホームページからもダウンロードできます。)に必要事項を記入の上、下記申込先まで郵送又は持参してください。なお、応募書類は返却いたしません。</p> <p>○申込期限</p> <p>令和8年4月20日(月)(必着)まで</p> <p>○送り先及び持参場所</p> <p>〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1</p> <p>東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談担当</p> <p>(東京都庁第二本庁舎12階北側)</p>
選考方法	<p>(1) 第一次選考 書類選考</p> <p>(2) 第二次選考 面接(令和8年4月下旬頃に実施予定)</p> <p>※書類選考のうえ、面接対象者へ面接日時を通知します。</p> <p>合否については、本人宛郵送により通知します。</p> <p>また、選考経過及び結果に関する問い合わせについては、一切応じません。</p>
問い合わせ	<p>〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1</p> <p>東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談担当</p> <p>電話 03-5321-1111 (内線30-245)</p> <p>03-5388-3213 (ダイヤルイン)</p>

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。